

○後志広域連合手数料条例

〔平成28年3月3日〕
条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定に基づき、特定の者のためにする事務の手数料について必要な事項を定めるものとする。

(手数料を徴収する事務)

第2条 手数料を徴収する事務及び額は、次の表のとおりとする。

手数料を徴収する事務	単位	額
行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による主張書面等の写しの交付	用紙1枚片面	10円（カラーの場合にあっては20円）

(手数料の徴収の時期)

第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事項についての申請があった際又は当該申請に係る書類の交付の際に、申請者から現金でこれを徴収する。

(手数料の不還付)

第4条 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、後志広域連合長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(郵便による送付)

第5条 郵便により書類の送付を求めようとする者は、第2条に規定する手数料のほか郵送に要する費用について負担しなければならない。

(手数料の減免)

第6条 第2条の規定による交付を受ける者が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同条の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

(過料)

第7条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。